

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	中央卸売市場 本場 (06-6469-7970) 東部市場 (06-6756-3981) 南港市場 (06-6675-2020)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	売買参加者の認定・更新申請
概要	市場においてせり又は入札に参加して卸売業者から卸売を受けようとする者（仲卸業者除く）は、市長の認定を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第32条（昭和46年条例第40号） 中央卸売市場業務条例施行規則第21条、第22条、第23条（昭和47年規則第7号） 中央卸売市場業務条例南港市場施行規則第26条（昭和47年規則第8号） https://www.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html 売買参加者の認定に関する事務取扱要領 (中央卸売市場 本場・東部市場各場担当窓口) 売買参加者の認定等に関する要領 (中央卸売市場 南港市場担当窓口)
審査基準	<p>◎申請者が次の各号のいずれかに該当するときは認定を受けることができません。</p> <p>(1) 破産者で復権を得ないものであるとき (2) 中央卸売市場業務条例第69条第3項第3号の規定による売買参加の認定の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき (3) せり又は入札の方法による卸売の相手方として必要な知識、経験又は資力信用を有しないとき (4) 法人である場合には、その業務を執行する役員の中に第1号、第2号又は次号のいずれかに該当する者があるとき (5) 卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるときその他市長が市場における取引の適正かつ健全な運営を確保するため不適当であるとして市規則で定めるものであるとき (6) 申請者が市場において行おうとする業務が暴力団の利益になると ○(1)の「破産者で復権を得ないもの」とは、破産手続開始決定がされ、法律上の資格制限を受けている者をいいます。免責決定を受けること等により復権します。 ○本場及び東部市場において(3)の「知識、経験」及び「資力信用」を有しているとは、次の要件を全て満たしていることをいいます。 (法人の場合) ア 関係業務の経験が3年以上で、その法人のために常時売買に参加できるもの（資格は個人の場合と同じ。）がいること イ 市場において、通常の取引単位で継続して売買取引に参加できる経営規模を有すると認められること ウ 卸買代金の支払いについて、卸売業者と中央卸売市場業務条例第44条第4項に規定する売買代金の支払いについて特約ができること エ その法人の資本金又は出資金が200万円以上であること。ただし、東部市場近郷野菜の売買参加者については、100万円以上であること オ 市場関係事業者に対し著しく遅延した支払債務のないこと (個人の場合) ア 関係業務の経験を5年以上有する成年者であること イ 卸買参加の業務資金として、200万円以上あること。ただし、東部市場近郷野菜の売買参加者については、30万円以上あること ウ 法人の場合のイ、ウ、オに同じ。 ○南港市場において、(3)の「知識、経験」及び「資力信用」を有しているとは、次の要件を全て満たしていることをいいます。 (法人の場合) ア 食肉関係業務の経験が2年以上で、その法人のために常時売買に参加できるものがいること イ 通常の取引単位で継続して売買取引に参加できる経営規模を有すると認められること ウ 資本金又は出資金が200万円以上あること エ 本市または市場関係事業者に対し著しく遅延した支払債務のないこと (個人の場合) ア 食肉関係業務の経験を2年以上有する成年者であること イ 卸買参加の業務資金として、200万円以上を有すること ウ 法人の場合のイ、ウの要件をすべて満たしていること ○(5)の「市場における取引の適正かつ健全な運営を確保するため不適当であるもの」とは、市場における取引の効率化と流通秩序の保持を阻害するおそれがある者又は次のいずれにも該当しない者をいいます。 (本場及び東部市場) ア 直接消費者に販売することを本来の業務とする生鮮食料品等の小売業者 イ 生鮮食料品等を加工して販売することを業務とする加工業者及び給食業者(学校病院等の給食業務を含む) ウ 小売業者で組織する協同組合等の共同仕入機構で、市場外において一定の分荷場等を有するもの エ 消費生活協同組合その他市長が適当と認めるもの (南港市場) ア 直接消費者に販売することを本来の業務とする肉類の小売業者 イ 肉類を加工し販売することを業務とする加工業者及び給食業者(学校病院等の給食業務を含む) ウ 消費生活協同組合その他市長が適当と認めるもの</p>
標準処理期間	2週間～1か月（補正に要した期間を除く。）
経由日数	なし
提出先	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
提出時期	隨時
提出方法	申請書に必要書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください）
手数料	なし
相談窓口	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023288.html
備考	—